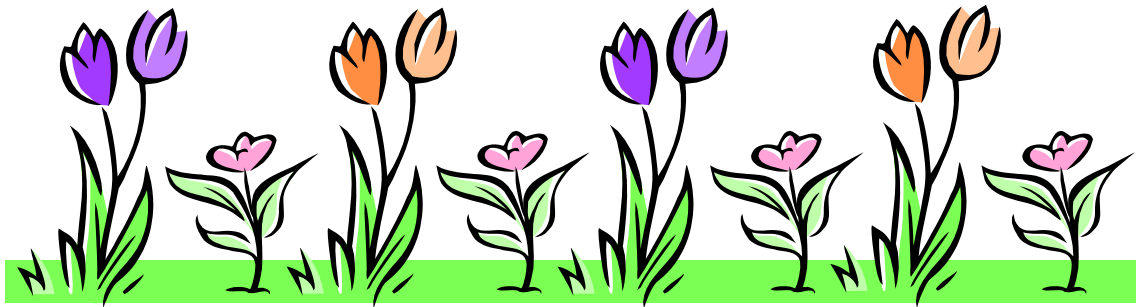


せい かつ ほ ご の
生 活 保 護

し お り



こまえしいずみほんちょう
狛江市和泉本町 1-1-5

こまえしふくしじむしょ
狛江市福祉事務所

ふくしほけんぶふくしそうだんかせいかつしえんがかり
福祉保健部福祉相談課生活支援係

でんわ
電話 03 (3430) 1111

ないせん
内線 2211・2212

せいかつ ほ ごせいど 生活保護制度について……………	1
せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類について……………	3
ばあい そうだん こんな場合はいつでも相談を……………	6
まも 守っていただくこと……………	7
ほ ご ていし はいし こんなときは保護が停止・廃止されます……………	12
かいご さーびす う 介護サービスを受けたいとき……………	14
いりょうきかん じゅしん ちゅうい 医療機関を受診するときの注意……………	15

生活保護制度について

— あなたの力ちからでしあわせを —

生活保護は、生活せいかつ ほんごに困こまっているすべての人ひとに平等びやうどうに、困こまっている程度ていどに応じて必要な保護おほ ほんごを行い、その最低生活さいていせいかつ ほんごを保障おこなするとともに、自立じりつを助たすけるための制度せいどです。

福祉事務所ふくしじむしょでは、ケースワーカーけーすわーかーがあなたの良よき相談相手そうだんあいてとなり、生活せいかつ ほんごに困こまっている原因げんいんに向き合むあい、安心あんしんして自立じりつした生活せいかつができるようにお手伝てつだいします。

< 生活保護を受けたときの権利と義務 >

生活保護せいかつ ほんごは最低生活さいていせいかつの維持いじのための給付きゆうふであり、その給付きゆうふを受ける被保護者ひ ほんごしゃには、権利けんりが与あたえられる一方いっぽう、義務ぎむが課かせられます。

1. 権利けんり = 被保護者ひ ほんごしゃに保障ほんごしょうされていること。

- ① 正当な理由せいとう りゆうがなければ、すでに決定けつていされた保護ほんごを不利益ふりえきに変更へんこうされることはありません。
- ② 支給しきゆうされた保護金品ほんごきんぴんを基準きじゆんとして課税かぜいされることはありません。
- ③ 支給しきゆうを受けた保護金品ほんごきんぴん、またはこれを受うける権利けんりは、差し押ささしおえられることはありません。

2. 義務 = 被保護者に守っていただくこと。

- ① 保護を受ける権利は、他者に譲り渡すことができません。
- ② 生活上の義務として、能力に応じて勤労に励むとともに、自らの健康状態を良好に保つこと、また日常生活を営むための適切な金銭管理を図りながら、健康の保持、増進、収入、支出などの把握に努めなければなりません。
- ③ 届出の義務として、収入や支出など生計の状況に変動があったとき、あるいは居住地または世帯構成に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- ④ 指示等に従う義務として、生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示を行った場合や、適切な理由により救護施設等への入所を促した場合は、これに従わなくてはなりません。
- ⑤ 費用返還義務として、急迫を要する場合等で、本来生活費に使える資力があってもかかわらず保護を受けた場合、その金品に相当する金額の範囲内において定められた金額を返還しなくてはなりません。

これらの義務を守らないときは、生活保護が変更、停止又は廃止されることもあります。なお、福祉事務所の決定に納得できないときは、審査請求の制度もあります。

生活保護の種類について

生活保護は以下の8種類があり、必要に応じて行われます。

- ① 生活扶助…衣食、その他日常生活を送るのに必要な費用です。
個人単位の消費のための1類と、世帯の消費のための2類に分かれています。また、移送（交通費）のための費用でもあります。
- ② 教育扶助…義務教育にかかる基準額に加え、学級費等、
教材代、給食費、通学交通費、学習支援費があります。
- ③ 住宅扶助…家賃、間代、地代等を支払う必要があるとき、及び
その住宅の補修、維持する必要があるときの費用です。
- ④ 医療扶助…診療、薬剤、治療材料（メガネやコルセット等）、施術、
移送費の給付があります。
- ⑤ 介護扶助…介護を受けるための費用です。福祉用具や住宅改修
に係る費用もあります。
- ⑥ 出産扶助…分べんに要する費用です。
- ⑦ 生業扶助…手に職をつけたり、仕事につくための扶助です。
高校の就学費も含まれます。

- ⑧ ^{そうさいふじょ} 葬祭扶助…^{かそうまた} 火葬又は^{まいそう} 埋葬の^{ひよう} 費用です。^{ほご} 保護を受けている^{かた} 方がこ
^{ひよう} れらの費用に^か 欠けるときに^{さいていげんど} 最低限度の^{ひよう} 費用が^{きゆうふ} 給付されます。^{ほか} 他に、
^{いたい} 遺体の^{うんぼん} 運搬や^{しぼうしんだんしょ} 死亡診断書に^{かか} 係る^{ひよう} 費用もあります。
また、^{ひほごしゃ} 被保護者に^{そうさい} 葬祭を^{おこな} 行う^{ふようぎむしゃ} 扶養義務者が^{そうさい} いないとき、^{おこな} 葬祭を行う
^{もの} 者に対して^{たい} 費用の^{ひよう} 給付が^{きゆうふ} あります。

生活保護は、世帯を単位として行われ、世帯構成員の年齢・健康状態・その他保護の必要性の相違が考慮されて、その要否や程度が決められます。

支給額としては、国で定められたその世帯の生活基準と収入の差額が保護費として支給されることとなります。(収入からは、収入を得るための直接的な経費や基礎控除などが必要に応じて控除されます)

保護費の決まり方

さい 最	てい 低	せい 生	かつ 活	ひ 費
いっばんせいかつひ (一般生活費)		+	じゅうたくひ (住宅費)	
しゅう 収	にゅう 入	しきゅうがく 支給額		

※網かけ部分が保護費となります

<生活保護費の支給>

生活保護費をお渡しするのは、原則として、支給対象月の前月の末日です。(ただし、1月分、4月分、5月分は別途指定します。)

その日が土曜日、日曜日等休日等のときは、その前日、または前々日になります。

こんな場合はいつでも相談を

福祉事務所のケースワーカーは、あなたの世帯の自立を助けるために様々なお手伝いをします。遠慮なく相談してください。

- ・ 病気で医者にかかりたいとき
(保護受給中は、国民健康保険・後期高齢者医療は使えません。)
- ・ 身体が思いどおりに動かなくなって介護が必要になったとき
- ・ 働いている人が家にお金を入れてくれないとき
- ・ 就職や事業の準備をしたいとき
- ・ 技術や技能を身につけたいとき
- ・ 妊娠したとき、子どもが生まれたとき
- ・ 引越しをしなければならないとき
- ・ 学校に行くのを嫌がる子どもがいるとき
- ・ 子どもが高校や大学、専門学校に進学を希望しているとき
- ・ 家族のどなたかが亡くなって葬祭の費用に困るとき
- ・ 天災その他の災難にあったとき
- ・ 子どもや家族のことで心配事や困ったことがあるとき

その他、悩みごとについてもお気軽にご相談ください。

まも 守 っ て い た だ く こ と

— かなら とど で
必ず届け出てください —

まちが 間違いなく ほんご おこな 保護を行 う ため、ただ ほんご う 正しく 保護を受 けてい ただく ために やって いただ かな ければ なら ない こと、まも 守って いただ かな ければ なら ない こと が いろい ろ あり ます。

みなさま 皆様には、ひごろ 日頃から ケースワーカー が せつめい 説明 して いる ところ ですが、 その 主な もの を あらた し 改めて お知らせ します。

(1) せいかつじょう ぎむ 生活上の義務

のうりよく おう 能力 に 応 じて 勤 労 に 励 み、ししゅつ せつやく 支出 の 節 約 を 図 り、せいかつ い じ こうじょう 生活 の 維 持 向 上 に つと 努 め て くだ さい。また、けんこうじょうたい りょうこう たも 健康 状 態 を 良 好 に 保 つ こと、にちじょうせいかつ いとな 日 常 生 活 を 営 ん で い く う え で の てきせつ きんせんかんり 適切 な 金 銭 管 理 と けんこう ほ じ 健康 の 保 持 ・ ぞうしん しゅうにゆう ししゅつ 増 進 や 収 入 ・ 支 出 などの 把握 に 努 め て いた だ きます。びょうき け が 病 気 や ケガ などの 身 体 の 不 調、ど う し て も しごと み 仕 事 が 見 つ か ら な い と き、こうれいしゃ 高 齢 者 で あり などの は っ き り し た りゆう 理 由 が あり 場 合 を 除 いて、はたら のうりよく はたら 働 く 能 力 が あり の に 働 か な い と き は ほんご 保 護 を 受 け ら れ な く な る 場 合 が あり ます。

(2) とどけで ぎむ 届出の義務

せたいいん じょうきょう か 世 帯 員 の 状 況 に 変 わ っ た こ と が あ っ た と き、また こうつうじ こ 交 通 事 故 等 だ いさんしゃ こうい け が 第 三 者 の 行 為 に よ り ケガ 等 し た と き は、すみやかに 届け 出 て くだ さい。

だいさんしゃ こうい じてんしゃ ばいくとう こうつうじこ たにん けんか
 第三者の行為とは、自転車、バイク等との交通事故や、他人と喧嘩
 したり、他人の犬に噛まれ、ケガ等をした場合でも医療扶助によって
 ちりょう う 治療を受けることができます。ただし、このケガなどによる医療費は
 ほんらい かがいしゃ ふたん せいかつほごひ いちじてき たてかえばら
 本来、加害者が負担するべきものであり、生活保護費で一時的に立替払
 いし、後日、福祉事務所が加害者に対して支払った医療費等を請求す
 ることとなります。そのため、第三者の行為を原因として医療機関等
 ちりょう う ばあい ふくしじむしょ とどけで ひつよう
 で治療を受けた場合は、福祉事務所への届出が必要となります。

れい <例> ・ じゅうしょ か 住所が変わったとき

かぞく ひと か ・ 家族の人に変わったことがあったとき

れい しゅっせい しぼう てんにゆう てんしゅつ てんきょ にゅうがく そつぎょう
 (例) 出生、死亡、転入、転出、転居、入学、卒業、
 てんこう きゅうがく けっこん いえで
 転校、休学、結婚、家出

しごと あたら はじ しごとさき か ・ 仕事を新しく始めたり、仕事先を変えたとき

れい しゅうしょく てんしょく きゅうしょく しつぎょう はいぎょう
 (例) 就職、転職、休職、失業、廃業

けんこうじょうきょう か ・ 健康状況に変わったことがあったとき

れい びょうき けが にゅういん たいいん ぜんかい にんしん
 (例) 病気、ケガ、入院、退院、全快、妊娠

からだ よわ かいご しんせい ・ 身体が弱くなって介護の申請をしたいとき

れい そうじ せんたくとう かじえんじょ にゅうよく りはびり えんじょ
 (例) 掃除や洗濯等の家事援助、入浴、リハビリの援助、
 かいごせつ にゅうしょ
 介護施設への入所など

しゅうにゆう とど で しゅうにゆうしんこく 収入の届け出（収入申告）

しゅうにゆう しんこく つぎ しゅうにゆう
収入は、すべて申告しなければなりません。次のような収入が
あった場合には収入申告書にその資料を添えて、すみやかに届け出
てください。

- きゅうよ しょうよ にっとうとう じゅきゅう
・ 給与や賞与、日当等を受給したとき
- ないしょくとう てあて じゅきゅう
・ 内職等による手当を受給したとき
- ねんきん こよう ほけんおよ かくしゅ てあて はじ じゅきゅう
・ 年金や雇用保険及び各種手当を初めて受給したとき、あるいは
その額が変わったり、受給できなくなったとき
- おや こ きょうだいしまいとう えんじょ がく
・ 親、子、兄弟姉妹等から援助があったとき、または、その額が
かわったり援助がなくなったとき
- せいめいほけんきんとう う
・ 生命保険金等を受けとったとき
- ざいさん しょうぶん しゅうにゆう え
・ 財産を処分し、収入を得たとき
- た しゅうにゆう がく へんどう
・ その他の収入があったり、その額に変動があったとき

しゅうろうかのう ほんだん かた しゅうろうしゅうにゆう う む げんそく
就労可能と判断される方は、就労収入の有無にかかわらず、原則
として毎月、収入申告書を提出してください。就労が困難と判断さ
れる方で、無収入の方、年金収入だけの方も少なくとも12か月ごと
に収入申告が必要です。

しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金

はたら せたい せいかつ ほご じりつ ぜいきん しゃかいほけんりょうとう
働いている世帯が生活保護から自立すると、税金や社会保険料等の
負担が生じます。この負担を緩和し、安定した生活を維持していただ
くことを目的とした「就労自立給付金」の制度があります。
しょうさい たんとうけーすわーかー き
詳細は担当ケースワーカーにお聞きください。

他法、他施策の活用

会社の健康保険等に加入できたり、親族の方の健康保険等に加入できる時、また、年金や手当を受けることのできる時は、必ず活用して、そのことを届け出てください。

扶養義務について

親戚や知人から援助を受けられる見込みのあるときは届け出てください。扶養義務の履行が期待できない方がいる場合は、その事情を教えてください。なお、あなたやあなたの家族を税法上の扶養控除者としている親族がいるときは届け出てください。

生命保険について

- ・すでに生命保険に入っていて、まだ届け出ていないとき、または新たに生命保険に入ろうとするときは必ず届け出てください。
- ・保護開始時に保有していた生命保険の解約返戻金は資力と見なされます。そのため解約返戻金を資産活用していただきます。しかし方法は解約に限らず、ある一定の条件をみたく生命保険は加入が認められます。
- ・加入が認められても、生命保険の掛け金は加入者の負担となります。また、解約返戻金や配当金、保険金を受けとったときには収入申告をする必要があります。

損害保険について

- ・火災保険、損害保険等の保険に加入していて、まだ届け出ていないとき、または、新たに加入しようとするときは必ず届け出

てください。

- ・ 契約内容によって、加入が認められるものと、認められないものがあります。解約返戻金、保険金等の取扱いはおおむね生命保険の場合と同じです。

葬祭扶助について

- ・ 葬祭を生活保護で行う必要があるときは、福祉事務所に届け出るとともに、必ずその旨を葬祭業者に話してください。

その他

福祉事務所では、あなたの届け出にもとづき保護の程度（内容）を決定します。保護の内容の変更にかかわりのある事柄は、上記以外でも必ず届け出をしてください。

偽りの届け出やわざと必要な届け出をしなかったり、不正なことで生活保護を受けたときには、それまでの保護費を返していただき、生活保護法や刑法により罰せられることもあります。

(3) 指示等にしたがう義務

身体障がいなどの理由により、車の保有を認められた場合を除き、車（オートバイ含む）の処分や、高額アパートの転宅など、生活の維持・向上を図る目的で口頭もしくは文書で指示された事項について、したがっていただく義務があります。

(4) 費用返還義務

生命保険や、年金受給手続き中等の理由により、生活費に使える資力があってもかかわらず、保護を受けた場合、その費用に相当す

きんがく はんい ない さだ きんがく かえ き む
る金額の範囲内において定められた金額を返していただく義務があり
ます。

ほ ご ていし はいし
こんなときは保護が停止・廃止されます

つぎ ばあい せいかつ ほ ご ていし はいし
次のような場合は生活保護が停止または廃止されます。

- せいかつ ほ ご ひつよう ばあい
生活保護を必要としなくなった場合
- せたい しゅうにゅう ふ さいていせいかつひ きじゆんがく うわまわ ばあい
世帯の収入が増え最低生活費の基準額を上回った場合
- せたいいん てんしゆつ しぼうとう さいていせいかつひ きじゆんがく へ せたい
世帯員の転出・死亡等により最低生活費の基準額が減り、世帯の
しゅうにゅう うわまわ ばあい
収入が上回った場合

- ほ ご う ひと しんぞくとう ひ と ばあい
保護を受けている人が親族等に引き取られた場合

た ちゅうい じこう
その他の注意すべき事項

- せいとう りゆう ふくしじむしょ ほうもんちようさ こば ばあい
正当な理由がなく福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合
- せいとう りゆう ふくしじむしょ けんしんめいれい こば ばあい
正当な理由がなく福祉事務所の検診命令を拒んだ場合
- せいとう りゆう ふくしじむしょ ほ ご もくてきたっせい ひつよう しじ
正当な理由がなく福祉事務所の保護の目的達成に必要な指示や
しどう したが ばあい
指導に従わない場合
- ぼうりよくだん しょぞく ばあい せいかつ ほ ご ようけん み
暴力団に所属している場合、生活保護の要件を満たさないため、
げんそく せいかつ ほ ご う けいさつしょ しょうかい おこな
原則、生活保護を受けることはできません。警察署に照会を行い、
ぼうりよくだん しょぞく かくにん けいさつしょ しょぞく
暴力団に所属しているかどうかを確認し、警察署から所属してい
るとの回答があった場合は、生活保護の申請は却下となり、生活
ほ ご う
保護は受けられません。

＜保護費の返還について＞

保護費の返還が求められるケースがあります。

- 生活状況等の変化の届出が遅れたり、不正な手段を使って生活保護を受けたりした場合は、いったん支給した保護費（医療費等を含む）を返還していただきます。福祉事務所は必要に応じて保護を受けている人について関係機関（年金事務所・金融機関・保険会社・税務署など）を調査することがありますので、わからないことがありましたら早めにご相談ください。
- 収入が増えた、世帯の人数が減った、入院したなど、変化があったにもかかわらず、届出が遅れるなどした場合
- 年金・手当・生命保険・不動産など活用できる資産があっても、生活に困窮し保護を受けることがあります。この場合、あとで資産が現金化されたときは、既に支給された保護費は返還していただくこととなりますので必ず福祉事務所に届け出てください。

＜不正に保護を受けた場合＞

生活保護申請や収入申告の内容などに偽りがあったときなど不正な手段で保護を受けた場合は、すでに支給された保護費は返還しなければなりません。また、法律により懲役や罰金が科せられることがありますので、不正受給は絶対に止めてください。

わからないことや不安な点は、自分だけで判断せずにご相談ください。

介護サービスを受けたいとき

(1) サービスを受けられる人

- ① 65歳以上の方で身体の衰えや認知症のため、介護や家事、身支度など日常生活に支援が必要になった方
- ② 40～64歳の方で脳血管疾患や初老期における認知症などの老化に伴う病気のため、介護や日常生活の支援が必要になった方

(2) 介護サービスを受けるには

○介護サービスが必要になったときは、まず最初にケースワーカーに相談してください。

① 介護保険の利用ができる人の場合（65歳以上の方）

- ・ 総合相談窓口（介護保険担当）で要介護認定の申請をしてください。

↓

- ・ 認定調査を受け、介護の程度が決まり、介護サービス計画を作成します。ケアマネージャーへご依頼ください。

↓

- ・ 介護サービス計画ができたら福祉事務所に介護扶助申請をしてください。

↓

・ 介護サービスの利用

② 介護保険の利用ができない人の場合（40～64歳の方）

- ・ 福祉事務所に介護扶助の申請をしてください。



- ・ 認定調査を受け、介護の程度が決まり、介護サービス計画を作成します。ケアマネージャーへご依頼ください。



- ・ 介護サービスの利用

医療機関を受診するときの注意

※原則として、住まいの近くの医療機関を受診すること。

1. 初めて医療機関に行くとき（初診の時）は、福祉事務所にきて傷病届を提出し、医療券を受け取ってください。もし、土曜日や日曜日等休日に受診予定のときは、前もって医療券の交付を受けてください。
2. 2か月以上続けて受診を要すると医師の意見があった場合は、2か月めからは福祉事務所から医療機関へ直接医療券を送付することができます。
3. 病気やケガが治り、通院の必要がなくなったときには、福祉事務所に

れんらく
連絡してください。

4. 入院したり、退院したりしたときは、福祉事務所へ連絡してください。

5. 総合病院でいくつかの科にかかる場合でも、同じ月なら1枚の医療券
で足りませんが、歯科にかかるときは、別に医療券が必要なため、福祉
事務所に取りに来てください。

6. 健康保険（いわゆる社会保険）に加入している人は、医療券とともに
保険証を病院に見せる必要があります。

7. 同じ病気やケガで、同時に2つの医療機関を受診することは、原則で
きません。片方が全額自費となりますのでご注意ください。

8. 福祉事務所が認めた医療機関へ通院する場合は通院交通費が申請でき
ます。事前にケースワーカーにご相談ください。

9. 薬を処方された時はできるだけ同じ薬局で薬をもらってください。

10. 医師、薬剤師等がジェネリック医薬品（特許期間の過ぎた新薬と同じ
有効成分を持った安価な後発医薬品）の使用を認めている場合は、原則
として使用していただくこととなります。

11. 柔道整復・あんま（マッサージ）・針・灸には、一部を除き医師の同意

が必要ひつようです。必ずかなら前まえもって福祉事務所ふくしじむしょにご相談そうだんください。

12. メガネ等の治療材料めがねとう ちりょうざいりょう、コルセット等の補装具こるせつととう ほそうぐを必要とする場合は、
福祉事務所ふくしじむしょに相談そうだんのうえ、医師いしに意見書いけんしょをもらってください。(意見書
の用紙ようしは福祉事務所ふくしじむしょにあります)

13. 感染症法かんせんしょうほうや精神保健福祉法せいしんほけんふくしほうとう等の公費負担制度こうひふたんせいどが利用できるりようときは、
ケースワーカーけーすわーかーに相談そうだんのうえ、必ずかなら利用申請りようしんせいをしてください。

あなたの支援しえんをする

ちく たんとういん けーすわーかー
地区担当員（ケースワーカー）は

です。

でんわ 電話 03 (3430) 1111 ないせん 内線

ちく じんせい じどう いいん
地区の民生（児童）委員は

し めい
氏 名

じゅう しょ
住 所

でん わ
電 話